

平成 27 年第 6 回ニセコ町議会定例会 第 1 号

平成 27 年 9 月 15 日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会

報告第 1 号

所管事務調査の結果報告

(総務常任委員会)

- 6 委員会

報告第 2 号

所管事務調査の結果報告

(産業建設常任委員会)

- 7 陳情第 7 号

小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書の採択を求める要請書

(一般社団法人小樽市医師会 会長 阿久津光之)

- 8 陳情第 8 号

「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の

実現をめざし、教職員定数改善に向けた陳情書

(自治労ニセコ町職員組合 執行委員長 桜井幸則ほか 1)

- 9 報告第 1 号 平成 26 年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
10 認定第 1 号 平成 26 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
11 議案第 1 号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
12 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について

13 議案第 3 号
北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議について

14 議案第 4 号
北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議について

15 議案第 5 号
ニセコ町道路線の認定について

(以下、提案理由の説明)

16 議案第 6 号
ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例

17 議案第 7 号
ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例

18 議案第 8 号
平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10 名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 木下 裕三 | 2 番 浜本 和彦 |
| 3 番 青羽 雄士 | 4 番 斉藤うめ子 |
| 5 番 竹内 正貴 | 6 番 三谷 典久 |
| 7 番 篠原 正男 | 8 番 新井 正治 |
| 9 番 猪狩 一郎 | 10 番 高橋 守 |

○出席説明員

町長 片山 健也
副町長 林 知己
会計管理者兼出納室長 千葉 敬貴
総務課長 高瀬 達矢
総務課参事 佐藤 寛樹
企画環境課長 山本 契太
自治創生室長 金井 信宏
税務課長 芳賀 義範
町民生活課長 横山 俊幸
保健福祉課長
折内 光洋

農政課長兼農業委員会事務局長 福村 一広
農政課参事兼国営農地再編推進室長 藤田 明彦
商工観光課長 前原 功治
建設課長 黒瀧 敏雄
上下水道課長 石山 康行
総務係長 佐藤 英征
財政係長 川埜 満寿夫
監査委員 斎藤 隆夫
教育委員長 日野浦あき子
教育長 菊地 博
学校教育課長 加藤 紀孝
町民学習課長 阿部 信幸
学校給食センター長 高田 生二
幼児センター長 酒井 葉子
農業委員会会長 荒木 隆志
○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子
書記 中野 秀美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 6 回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において 7 番、篠原正男君、8 番、新井正治君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長(高橋 守君) 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 4 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 4 日間と決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、高瀬達矢君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、自治創生室長、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長兼農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、日野浦あき子君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、阿部信幸君、学校給食セ

ンター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君であります。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における平成26年度の町の財政的支援等に係る事務事業の監査結果報告書、教育委員会より平成26年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会より日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める陳情、福岡県行橋市、小坪慎也より外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書、北商連婦人部協議会より「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書をそれぞれ受理しておりますので、報告いたします。その内容は、別紙のとおりであります。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静についての報告をいたします。その内容は、別紙報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(高橋 守君) これより日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長(片山健也君) 皆さん、おはようございます。第6回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。平成27年9月15日提出ということで、行政報告書1ページ目をめくっていただきたいと思います。

まず、総務課の関係であります。平成27年度普通交付税の算定状況についてご報告申し上げます。その1として記載してございますが、普通交付税の交付決定額については、対前年比3,215万円、2.0%増の18億1,468万1,000円となっております。3年ぶりの増額となりましたが、主な要因としては地方創生に関する科目として新たに追加された人口減少等特別対策事業費、これにより基準財政需要額が伸びたことが要因となっております。参考としましては、後志管内全体の交付額では1.1%の減、全国では0.8%の減額となっており、全国での不交付団体数は5団体増の60団体、うち北海道は泊村のみ、都道府県、政令指定都市においては東京都のみということになってございます。なお、交付税の不足額を補う臨時財政対策債の発行可能額1億4,412万9,000円を加えた合計額では、対前年比2,759万2,000円、1.4%増の19億5,881万円となっております。

次に、原子力防災対策の取り組みにつきまして、2として(1)からずっと2ページ目まで記載のとおりでございます。その1ページ目の下段のほうで(2)、泊原子力発電所安全対策工事等進捗状況視察ということで、9月8日の日に町議会議員の皆様方、それからニセコ消防団幹部団員ほか 26 名で視察を行っているところでございます。

次、2ページ目の次のページであります、中ほどに(6)、新北海道原子力防災センター施設公開ということで、記載のとおり、私も現地、共和町に新たにできましたオフサイトセンターと通常言われております原子力防災センターの見学を行っているところでございます。

以下、後志町村会等の各種会議、2ページから3ページにわたって書いております。

3ページ目の下段のほうであります、森林、町有財産伐採への対応ということでご報告申し上げます。8のところではありますが、平成 26 年9月定例議会において行政報告させていただきました字羊蹄の森林伐採についてその後の状況と対応についてご報告申し上げます。平成 26 年に確認いたしました字羊蹄7番地における立木の無断伐採について調査した結果、当時伐採をした事業会社の従業員の証言により、平成 22 年の夏から平成 23 年の春にかけて隣接地である民有林の立木を伐採する際に町所有地の立木を伐採したことが本年7月に関係者のご尽力により判明いたしました。当該事業者にも事実を確認したところ、従業員の証言のとおりであるとの確認を得ることができました。その後、この事業者より7月 21 日付にてわび状とシラカバ 6,000 本を本年 10 月に植林する計画書が町に提出をされております。この提出された計画の内容は、1として植林後の保育管理を行うということ、2として作業報告書の提出を行うこと、それから3番目として立入検査の実施についてと。この提出されたことに対して町としてこの3つの条件を付して承認をしたところでございます。また、提出されたわび状では、施業をする前に十分な確認を怠ったことにより誤って伐採したとのことでありますが、不法行為であることは事実であります。よって、行政として厳正に対応するため、ニセコ町競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱に基づき、1カ月の指名停止処分を行ったところであります。また、今後こういったことがないように十分配慮をしながら、その後の適正な管理について調査あるいは指導をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次のページであります、企画環境課の関係であります。4ページ目の下段のほう、各種会議について記載のとおりそれぞれ環境関係の会議を行っております。

また、5として、ニセコ町低炭素な地域づくり実行プログラム作成事業についてということで、環境省の事業ということで先導的にニセコ地域全体の民間も含めたことをやりたいということで、プロポーザルを実施し、東日本電信電話会社をプロポーザルにより選定をし、現在町内の事業者に向けてこれら環境に対する事業についての説明会を行っており、9月 14 日に町内事業者さんにご出席を賜って、町民セ

ンターで事業説明会を行っているところであります。今後とも民間事業者におけるエネルギーの有効利用、再生可能エネルギーの導入について積極的に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、5ページ目の上段、6であります。ニセコ地域における空中物理探査事業ということで、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構においてこの辺の地熱調査ということで現在ヘリコプターを利用した空中物理探査を実施しているところであります。範囲におきましては、ニセコ、蘭越、倶知安、共和のエリアにおいて現在行っているということで、一応11月まで作業が続くということになっております。町としてもこれら地熱開発調査については、今後も積極的に対応してまいりたいというふうを考えております。

次に、5ページ目の下段のほうであります。後志広域連合の状況について記載のとおり各種会議をしているところであります。

また、8として、後志総合開発期成会、中央要望を含めて記載のとおり要請活動を行っております。

6ページ目であります。9の北海道新幹線及び高速道路の建設促進ということで要請活動を行っております。その下、(2)、北海道新幹線昆布トンネル、桂台町民工事見学会ということで、9月13日、町民の皆さんにトンネルの中身の内容の見学をしていただいているところであります。

次、中ほど、11、(仮称)としております。羊蹄山麓西胆振地域広域連携会議ということで、8月26日、羊蹄山麓地域の7町村、それから西胆振地域、登別、伊達、室蘭という地域であります。これらの地域に白老町を加え、さらに札幌市南区、これは定山溪地域ということで札幌市南区に入らせていただいております。ここで広域観光を連携して進めようと、あるいは防災における協力も進めましょうということで首長会議を実施し、正式名称は今後意見を聞いて取りまとめるということでありますが、ここに記載のとおり首長の連携会議を立ち上げて、正式に発足したところでございます。会長につきましては、喜茂別町の菅原町長が就任をし、今後連携を強化していくということになってございます。

その下、12として、平成27年度後志管内地域主権民主党政政策懇談会が開催されております。ニセコ町としての発言の中ではTPPというのは閉鎖的ブロック経済協定であり、これらについては絶対に妥結しないよう要請を行っております。特にISD条項におきましては、私どもが築いてきた民主的なまちづくりを壊すということでありますので、強く申し入れを行っております。また、近年道路等の維持管理経費、除雪経費が国及び道においても削減をされている状況でありますので、防災や住民生活の暮らしとのことで、これらについてもきちっと確保してもらうよう要請を行ったところでございます。

次のページをめくっていただきまして、7ページ目あります。一番上段のところあります。14番目として、民間資金活用集合住宅の誘致に関する協議ということで書いてありますが、町では住宅不足解消のため、これまであらゆる機会を利用し、民間資金による集合住宅の建設誘致を行ってまいり

ました。これにより本年町内民間ホテル経営者からのご紹介を受け、札幌市内の不動産事業者と集合住宅建設について協議を始めております。この計画は、中央倉庫群、旧でん粉工場裏手の町有地に4階建て、50戸程度の住宅を建設するもので、今後の予定としては協議が調った場合早ければ来年秋口には入居が開始される予定でございます。本町においては、移住や定住の希望が多く、大変明るい兆しではありますが、一方で住宅不足が深刻な問題となっており、この解決は人口増、雇用増など町の活性化に向けた喫緊の課題と捉えております。ホテルやスキー場を初めとする観光業においても住宅確保がままならない状況のため従業員の確保も困難で、特に冬場の従業員不足は深刻な状況となっております。町も平成22年4月から集合住宅の固定資産税減免制度を設け、また昨年かことしにかけては町有地に民間の集合住宅の建設を誘致するなどの施策を講じておりますが、全く需要に追いついていない状況であります。今回の計画についても、町の景観条例などさまざまな法規制を遵守することはもちろん町の将来に向けて良好な開発が進むよう協議を進めてまいり所存でありますので、ご理解とご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、その下、17の行政視察の受け入れ状況、ニセコ町の場合は町、市あるいは県の議会議員のご視察が大変多くなっておりますが、必ずニセコにお泊まりいただくということで視察受け入れを積極的に対応しているというところでございます。以下、7ページから8ページに向けてそれぞれ視察関係記載のとおりでございます。

また、8ページ目の後段であります。職員派遣ということで、JICAジョージア地域開発協力情報収集調査ということで、このJICAというのは外務省所管の団体でありまして、独立行政法人国際協力機構という団体で、私どものところにも多くの視察団を送っていただいているところでありますが、このJICAの要請によりジョージア国、そこに記載のとおり州においてニセコが行っているまちづくり、あるいはニセコビュープラザのこういった取り組みについて報告してほしいということで、JICAで全て経費を持ちますということで依頼がありまして、佐々木一茂企画環境課の係長に現地に行ってもらって、ニセコ町の報告をさせていただいているところでございます。また、これによってこのジョージア国からも視察が来られることになっております。

次に、9ページ目ですが、国際交流事業の実施状況ということで、国際交流員、スイスとイギリスから来られた皆さんが今回帰国をされ、新たにそれぞれ8月3日からスイスからアンジェラさん、イギリスからエレンさんというお二人の方が来町され、現在国際交流業務を行っているところでございます。以下、国際交流の各種行事をそれぞれ9ページ目に記載のとおりでございます。

次に、10ページ目、インターンシップや小中学生まちづくり委員会、記載のとおり開催しております。

また、21 番目、中ほどであります、国勢調査指導員、調査員の説明会を8月 19 日、ニセコ町民センターで行っております。これは、5年に1回の大変重要な調査であり、この人口が向こう5年間の交付税であるとか、あるいは地方創生の各種交付金の基礎数値になるという大変な重要な人口調査でありますので、今後とも町としてしっかり取り組むと同時に、議会議員の皆様方におかれましてこれらの調査協力について啓発のご協力をお願いを申し上げたいと思います。

この 10 ページ目の後段にデマンドバスの運行状況等記載のとおりであります。乗車密度とここに記載されてありますが、混乗の割合、乗車率をできるだけ2に近づけてまいりたいと考えております。

次、めくっていただきまして 11 ページ目、ふるさとづくり寄附金について記載のとおりであります。6月報告から 15 万 7,000 円増加しているということであります。

次、その下、自治創生室の関係であります、自治創生の取り組みについてそれぞれ記載のとおり各種の会合等を行っております。この役場の推進組織であるニセコ町自治創生推進本部会議は、平成 27 年3月の設置以来計5回にわたりこれまで開催をしております。また、産官学金労言などの関係者から成るニセコ町自治創生協議会を平成 27 年8月4日に新たに設置をしております。座長には北海道大学公共政策大学院の小磯修二教授、副座長には小樽商科大学ビジネス創造センター長の李済民教授に就任をいただきました。このほか公募による5名の町民委員の参画を加えて、委員 16 名、日本政策投資銀行などのオブザーバー4名で協議を開始しているところでございます。この自治創生の推進に当たっては、さまざまな意見を収集、反映することが大変重要と考えており、町民の皆さんの意見についてはまちづくり基本条例の趣旨に基づいて、特に丁寧に行ってまいりたいと、このように考えております。

また、第1回目の町民との報告懇談会として、まちづくり町民講座を6月 30 日に開催をしております。今後9月 24 日にはデータで読み解くニセコの姿、10月 2日には外国人の町民を対象とした町民講座を開催する予定としてございます。また、8月 31 日には後志総合振興局主催による地方版総合戦略の策定に向けた意見交換会が開催されており、連合や新聞社といった労言の有識者の意見についてもお伺いしたところでございます。8月 27 日にはニセコ町幼児センターPTA役員との意見交換会を行い、子育て世代のお母さんやお父さんの目線による意見をお伺いしたところでございます。今後もこのようなさまざまな意見聴取の場を積極的に活用して、ニセコ町の自治創生を推進してまいりたいと、このように考えております。

次、13 ページ目をめくっていただきましてと税務課の関係であります。1として、町税の収納状況について記載のとおり進めているところでございます。

また、その一番下の2として町税等収納対策推進会議開いておりまして、各種収納率の向上を含めて鋭意取り組んでいるところでございます。

次、14 ページ目、町民生活課の関係であります、1として町民センターの利用状況、それから2として一般廃棄物の処理の状況等記載のとおりであります。また、ごみの埋め立て、可燃ごみの固形化の状況についても記載してございます。

次、15 ページ目であります、ことは蒸し暑さもあって、4として食中毒警報の発令等書いておりますが、随時ラジオニセコ等を活用しながら周知に努めたところでございます。

その下、5として、交通安全運動の推進についてということで、夏の交通安全運動を初め防犯対策等各種の取り組みを行っているところでございます。

次に、16 ページ目であります、保健福祉課の関係であります、ニセコ町戦没者追悼式の開催ということで7月20日、自衛隊倶知安駐屯地司令あるいは北海道知事代理のご出席も賜りながら、戦没者追悼式を挙行了したところでございます。

その下、3として、社会福祉委員、民生委員会議を記載のとおり開催しております。

また、4として、第53回北海道身体障害者スポーツ大会を8月30日、ニセコ町は知的障害者の皆さんのソフトボール競技ということで、ニセコ町運動公園野球場で開催をさせていただいたところでございます。

次のページめくっていただきまして、17 ページ目であります、5として敬老会の開催ということで、9月2日、ヒルトンニセコビレッジで記載のとおり開催をし、9月3日にニセコハイツ、あるいは新たに誕生したグループホームの皆さんも入っていただきまして敬老会を実施したところであります。ニセコハイツあるいはグループホームの入所状況につきましては、6のニセコハイツ等の入居状況について記載のとおりであります。

また、現在7として臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付け業務を9月15日からこの12月15日まで行うこととして作業しているところでございます。

8として、4カ町村遠隔健康相談支援事業を記載のとおりそれぞれ講演会を含めて行っているところであります。今後これらをどのように継続していくかについて現在関係町村と鋭意協議を進めながら、成果が大変大きい事業でありますので、継続を前提として今後の取り組みについて検討してまいりたいということにしてございます。

17 ページ後段であります、各種健康診査等の実施状況を記載のとおり17から18ページに書いております。

また、18 ページ後段では、エキノコックス駆除作業についても記載をしているところでございます。

次、20 ページ目の上段であります、11 として平成 27 年地域包括支援センターの運営状況ということで記載してございます。総合相談業務、訪問件数等記載のとおりであります、全般的にいろんな作成作業が大変増加傾向にあるというような状況でございます。

次に、21 ページ目をめくっていただきまして農政課の関係であります、1 として町内の主要農作物の生育状況を記載のとおりそれぞれ書かせていただいております。ことしの夏の湿度の高い気象等によって作物によってはばらつきはあるものの総じて平年並みの作況状況で、今後秋の深まりにつれての好天が続くことを期待しているところでございます。

また、その下、3として地域おこし協力隊の活動状況を記載してございます。

あわせて集落支援員の活動状況も4として記載のとおりでございます。

22 ページ目であります、ニセコ町家畜共進会を7月 23 日に開催してございます。

また、町営牧場の運営状況については記載のとおりでありまして、7として記載しておりますが、今回全道の共進会へ出陳ということで、3頭の牛が全道大会に出場ということで、ことしは全国大会もあるということで、その成績に大いに期待をしているところでございます。

以下、8、9、それぞれ明暗渠掘削対策事業、農業用水路補修事業の実施状況、記載のとおりでございます。

また、後段、国営農地再編整備事業の関係であります、それぞれ連携の幹事会を開催したり、各種期成会を 23 ページにそれぞれ記載してございます。23 ページ目の一番上の2のところではありますが、後志中部農業開発事業所安全連絡協議会安全祈願祭を7月3日、国営農地の実施地区において開催しております。以下、記載のとおりそれぞれ行っておりますが、農林省全体の土地改良に対する予算が相当実は厳しいということで、我が町の国営予算についても今財務省折衝をしているところであります、相当厳しい予算のやりとりが現在行われているところでありまして、タイミングを見てニセコ町の熱意も訴えつつ、予算の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

24 ページ目、商工観光課の関係であります、ニセコ町観光戦略会議の開催、以下それぞれ鋭意観光の会議を行っているところでございます。

25 ページ目をめくっていただきたいと思いますが、一番上に6として国民保養温泉地協議会総会の開催ということで、全国の総会において商工観光課長に出席してもらっておりますが、来年国民保養温泉地協議会の全国の総会をニセコ町で開催するということの開催決定をいただきましたので、これらの準備を適宜進めてまいりたいというふうを考えております。

以下、観光関連のプロモーション、イベント等を 25、それから 26 にそれぞれ各関係機関等の行事について記載しております。

25 ページの7の(2)であります、JR北海道において特急ヌプリ、ワッカ等臨時列車、あるいは臨時特急としてニセコ号の運行等、JRさんとして特にこの函館線について思いを持って現在ご協力をいただいているということでもありますので、今後新幹線函館北斗の開業に当たっては、このニセコ、小樽エリアに向けてのJR線の常時通年運行についてJRに要請を引き続き行ってまいりたいと、このように考えております。

25 ページ目の8の(1)であります、ニセコカウパレード、かなり世界的なイベントで、現在開催しておりますので、ぜひ多くの町民にも期間中見ていただければありがたいというふうと考えております。

26 ページの中ほどであります、第34回小さなふるさとづくり七夕の夕べ花火大会ということで、実行委員会の皆さんの大変なご尽力、それから倶知安警察署を初め関係機関の大変なご協力によりまして大きなニセコの一大イベントに成長しているところでありまして、今後とも町として積極的な支援を行ってまいりたいというふうと考えております。

また、26 ページ目後段であります、アイアンマンジャパンということで世界的にも大きな、日本でも大変大きなイベントに成長したアイアンマンジャパンのレースが、27 ページ一番上のほうに書いてありますが、8月23日に開催しております。これにつきましては、開催経費が大変多額でありまして、現在来年の開催については事務局、実行委員会で検討中ということではありますが、開催される場合に当たっては継続して町としても協力をしてまいりたいと、このように考えております。

その下、13としてニセコフェスティバル2015の実施ということで、リゾート観光協会を初め多くの皆様のご尽力でニセコのさまざまなイベントが進んでおります。今後10月3日には恒例になって、ニセコにとっても大きなイベントとなったニセコハロウィンがニセコ町民センターで開催されるということになります。

次、28 ページ目の15、中ほどであります、ニセコリゾート観光協会の株主総会、16としてキラットニセコの定時株主総会がそれぞれ記載のとおり行われております。

また、17番でニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりでございます。

また、一番下で18として、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、ニセコ町内への事業所の進出が多少顕著になっておりまして、これらの取り組みの今後についてどうしていくかということを引き続き検討し、できるだけ町内事業者が増加するよう努めてまいりたいと、このように考えております。

29 ページ目めくっていただきまして、建設課の関係であります、ニセコ町営住宅入居者選考委員会、記載のとおり開催されているところであります。

また、先ほど報告させていただきました町有林の立木の無断伐採につきまして、2としてニセコ町競争入札参加者資格に係る指名停止ということで記載のとおりでございます。

また、その下、道道ニセコ停車場線歩道整備事業に係る説明会が8月10日、土現さんの真狩出張所の主催で開催をされているところであります。現在役場の前から信号に向かっての工事が進行しているというところでございます。

30ページ目ではありますが、中央倉庫群の民間活力導入による再利用計画審査会が8月26日開催されております。応募者は、特定非営利活動法人ニセコ倉庫邑というところ1団体でありまして、審査会の結果報告では今後収支等についてさらなる精査が必要と認められることから保留とし、利用運営事業計画の改善について検討、調整を進めるべく報告を受理しているところでございます。今後この事業者との調整を行いながら、適正な計画がなされると判断した場合については、その委託もしくは指定管理者も含めて検討してまいりたいと考えております。

その30ページ目の中ほど、5としてニセコ町建設事業者の地域貢献表彰ということで、9月7日、牧野工業株式会社、東亜道路工業株式会社北海道支社道南営業所につきまして、それぞれ記載のとおり、町の社会貢献事業ということで整備をしていただきましたので、感謝状を贈呈しているところでございます。

以下、6として国土利用計画法に基づく土地取引の状況について記載のとおりでございます。

7として、景観条例に基づく協議状況、開発事業者2件の審査が行われたというようなことでございます。

次、31ページ目でございますが、上下水道課の関係であります。簡易水道の曾我第1地区の配水管の漏水事故ということで、7月31日、記載のとおり漏水があり、この31日に探知器による調査等を行って、午前4時に漏水箇所を特定し、対応したところでございます。住民の皆さんへの被害等なく済むことができましたが、本町におけるこの配水管につきましてはかなり老朽化が進んでいることありまして、これらの対応をしっかりとしながら、将来計画の樹立を進めてまいりたいと、このように考えております。

以下、31ページ目、教育委員会につきましては、各種工事の執行状況、記載のとおりであります。

それから、農業委員会の関係でございますが、2015年、ことしのグリーンパートナー交流会をニセコで8月1日、2日開催をし、それぞれ出席者等は記載のとおりでございます。

次に、32ページ目でございますが、消防組合ニセコ支署の関係で、それぞれ町村長会議等、副町村長会議、あるいは羊蹄山ろく消防組合の10カ年プラン等の状況について記載のとおり会議等を行っているところであります。

また、33 ページ目の上段であります、27 年度消防演習につきまして6月 30 日に行い、議会の皆様のご理解を得て団旗の予算計上をさせていただきまして、新消防団旗の披露もこの席上で行ったところでございます。

以下、6として災害出動等、記載のとおりかなり多くの災害あるいは警戒出動、救助出動等を行っているところでございます。

また、34 ページの後段に7としてニセコ救急の出動先別出場状況ということで、件数につきましてもごらんのとおり全般的に多くなって伸びているということで、消防現場大変な中で職員も頑張っているということでご理解を賜ればありがたいと思います。

以下、35 ページ以降は、別表で建設、委託等の状況につきましてそれぞれ記載のとおりでありますので、後ほどごらんいただきたくお願いを申します。

以上で第6回ニセコ町議会定例会における行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、教育長、菊地博君。

○教育長(菊地 博君) おはようございます。私のほうから第6回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行いたいというふうに思います。

教育行政報告、平成 27 年9月 15 日提出、ニセコ町教育委員会。

お手元の資料1ページをお開きいただきたいと思います。大きな1として、教育委員の活動を記載しております。(1)の教育委員会議についてですが、7月6日の第6回定例会におきましては、記載のとおり、3件の報告及び議案についても3件審議を行っております。また、その他としましてニセコ高校屋内体育館の再整備等4件について説明、そして意見交換を行っております。

続いて、8月6日の第7回臨時会におきましては、平成 28 年度に使用する小学校から高校までの教科用図書の採択の件を含め、報告事項4件、議案5件の審議を行っております。

9月7日の第8回定例会におきましては、協議案として平成 28 年度当初予算の各学校からの要望事項についてのヒアリングを行っております。また、その他としまして、平成 27 年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について教育委員の方々より意見交換を行っております。

2ページに移りまして、①、7月8日に教育委員による視察研修を行っております。北海道の学校力向上に関する総合実践事業指定校であります石狩市立花川小学校を訪問し、経営方針、学力向上策についての説明及び質疑、各学年の授業見学という内容の視察であります。この花川小学校というところは、立腰教育ということで、要するに背筋を伸ばして授業を受けるということを全学年、全学級で一貫

して取り組んで、学習指導や生活指導の面で大変大きな成果を上げており、全道的にも注目を多く集めている学校であります。参加した教育委員のほうからも協議の場面で積極的に質問し、説明を受けるという大変有意義な視察になったというふうに考えております。

翌9日には、札幌市での北海道市町村教育委員研修会に参加をしております。

また、③、④にありますように教育長を対象にした研修会に私が出席をしております。③の教育行政トップリーダーセミナーですが、昨年までは神戸市で開催していたものを今年度から全国7会場で1期と2期に分け、兵庫教育大学の主催により行っているセミナーであります。文科省の説明や実務演習など少人数による内容の濃いセミナーになっておりまして、教育長としての職能向上を目指し、10月開催の第2期にも参加をする予定であります。

続いて、大きな2の教育委員会活動状況の点検・評価についてであります。8月26日に3名の委員による外部評価委員会を開催し、26年度のニセコ町教育委員会の活動状況の報告及び所管ごとの事務事業について説明を行った後、外部評価委員より意見及び評価をいただいております。各事業一つ一つに評価をしていただきましたが、特に意見や助言があった点を含めて、本日報告書にまとめて提出をさせていただきました。評価結果や出された意見、助言を踏まえて、今後の事務事業の改善に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページをお開きいただきまして、大きな3となります学校教育の推進についてです。(1)、学校運営につきまして、中ほどより下に中学校の体育連盟全道大会について記載をしております。今年度は、バドミントンに1名、柔道に2名の生徒が出場いたしました。いずれも1、2回戦敗退という結果でしたが、柔道の平畑杏樹さんにつきましては、3年生で1勝を上げてベストエイトに進出をしたということで、本人も大変充実していたという報告を受けております。また、ほか1年生2人ということで、今後に期待を持るということで大変貴重な経験になったのではないかなというふうに考えております。

4ページ目へ移りまして、下から2つ目の丸であります。小中一貫教育推進準備会議ということで、ニセコの特徴を生かし、幼小中高の連携や一貫したニセコスタイルの教育のあり方について各学校長とともに協議を深める場を持っております。今後も回を重ね、学校と家庭、地域が一体となって、ニセコ子どもたちを健やかに育む仕組みを検討してまいりたいと考えております。

続いて、5ページをお開きいただきまして、(2)として平成28年度使用中学校教科用図書の採択の経過と結果について記載をしております。下段の表に記載しておりますように第4地区協議会の決定を受け、8月6日の教育委員会にて来年度から使用する教科書を採択しております。

6ページに移りまして、(4)に学校保健関係、表がありますが、この表にありますように幼児センターにおきまして手足口病による出席停止幼児が出ております。9月に入りまして増加ぎみの傾向にあり

ますが、センターから各家庭には症状が出た場合には早目の診断を受けるように協力をお願いしているところでもあります。

続いて、7ページを開いていただきまして、(6)、子ども議会について記載をしております。事前の打ち合わせ会議、リハーサル等を経て、8月9日に9名の子ども議員及び町関係の説明員による子ども議会を実施しております。多数の一般質問、代表児童生徒による作文朗読など、各子ども議員から貴重な意見や要望が出されております。本会議以後もまとめ会議や取材活動を事後の活動として行っております。

続いて、(7)のコミュニティースクール導入事業の状況についてでございます。平成29年度からの実施を目指し、今年度から2年間文科省の委託を受けて調査研究に取り組んでおりますコミュニティースクールについて、①にありますように第1回の推進委員会を7月の2日に開催いたしました。この会議において11名の推進委員を委嘱し、委員長にはニセコ中学校の渡邊均校長、副委員長にはニセコ小学校PTA会長の萬谷政博氏を選出しております。その後、文科省から派遣されました出口寿久氏による講話という研修を行っております。この会議の様子につきましては、②にありますように、コミュニティースクールだより第1号を発行し、町内回覧を通して町民の方々にも周知されるよう努めております。また、8月の31日には福島県田村市立緑小学校校長であります安齋宏之氏を迎えて研修会を開催しております。安齋氏は、この後10月に視察予定であります福島県の大玉村でコミュニティースクールを立ち上げた方です。この研修には各学校から学校評議員、PTA役員など28名の出席があり、大変有意義な研修を積むことができたと考えております。

8ページに移りまして、(8)として9月7日、先ほども町長から報告がありましたが、教育関係におきましても牧野工業株式会社にニセコ小学校の支障木の伐採など大変教育施設の整備に貢献があったということで、町長より感謝状を贈呈しております。

続いて、(9)、幼児センター関係につきまして①、②とありまして、③、健康安全についてであります。が、フッ化物洗口の実施状況について、これまで水うがいの練習をしてきた4歳児7名につきまして8月26日より本実施を始めております。これで5歳児と合わせまして14名が現在実施をしているということです。

続いて、9ページをお開きいただきまして、預かり保育の状況、前回報告しましたとおり、ことしは大変複数回利用する家庭がふえているということで、8月末現在で前年度より188名の増となっております。

続いて、子育て支援センターの関係につきましては、9ページから11ページ上段まで記載のとおりでございます。

11 ページまで進んでいただきまして、(10)、ニセコ高等学校関係であります、①に町民センターで公開実施をいたしました校内意見発表大会について記載をしております。この大会は、高校生が日ごろの学校生活を通して思うこと、考えることをテーマに沿って意見をまとめ、発表し合うものであります。各学年代表の12名による発表会がありまして、3名が記載のとおり入賞しております。地区大会に出場したと。また、この日は一般来場者25名ほどありました。今後も高校につきましては、校内実績発表大会などを予定しており、さらなる呼びかけを通して高校生の取り組みや学習活動の様子を町民の方々にも多く知ってもらいたいと考えております。

11 ページ、一番最後の下段であります、④、高校外国語指導助手につきまして新しいALTが8月5日に着任をしております。グライムス・ニコラスさんという26歳の男性で、イギリス国籍の方であります。

続いて、12 ページに移りまして定時制の体育大会、全道大会、そして全国大会の状況を記載しております。全道大会で権利を得ましたバレーボール男女、卓球女子、バドミントン女子が全国大会に出場をしまっていました。残念ながら今年度は上位の成績をおさめることはできませんでしたが、大変猛暑の中、健闘してきたという報告を受けております。

13 ページに進んでいただきまして、農業クラブの関係であります、丸の3つ目にあります南北海道技術競技大会の農業鑑定部門で松原亜美さん、沼沢りなこさんがそれぞれ優秀賞に入り、10月に群馬県で開催される全国大会への出場が決まっております。その参加につきまして後ほどご協議をいただきたいというふうに思いますが、ご理解とご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

13 ページ下段の(11)、教育行政視察の受け入れを行っております。7月24日に清里町教育委員会教育委員等6名の視察受け入れを行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

14 ページに移りまして、大きな4、社会教育、社会体育の推進についてであります。(1)の社会教育活動につきまして、第1回の社会教育委員会議を開催しております。今年度より2年間の任期で新任5名を含む10名の委員を委嘱し、委員長には吉田俊明氏、副委員長には吉川洋子氏にお願いをしております。

続いて、②、③につきましては、放課後子ども教室、寿大学について記載のとおりでございます。

続いて、15 ページをお開きいただきまして、⑥、⑦、中ほどにあります、毎年交流を重ねております鹿児島県薩摩川内市、滋賀県高島市との交流事業について記載をしております。今年度は、薩摩川内市への訪問及び高島市の受け入れの年でありましたが、どちらも子どもたちにとっては大変貴重な体験と交流を持つことができたと考えております。

その下段のほうにあります文化、図書活動、有島記念館関係、16 ページについて記載をしております。なお、有島記念館につきましては、今月より町内のコーヒー店の協力によりカフェを開設しております。これからもより町内外の方々に親しんでいただきたい記念館ということで、そういう記念館を目指してまいりたいというふうに考えております。

その後、学習交流センターあそぶっくの状況につきまして 17 ページ、18 ページの中ほどまでこれまでの事業につきまして記載をしております。

18 ページの中ほどから(3)、社会体育、スポーツ活動について記載をしております。②にあります学校アスリート訪問事業におきまして、6月 12 日に元陸上競技の短距離選手の仁井有介氏を招いた走り方教室を実施しております。ニセコ中学校は全学年の体育の授業で、またインターナショナルスクール及び陸上少年団の児童の活動におきまして基本的なスタート技術や走り方について学ぶことができました。この事業は、今年度の新規事業として行っているものですが、この後小学生を対象にした9月上旬には既にバレーボールを実施したところではありますが、下旬には今度は元コンサドーレの芳賀選手を迎えたサッカー教室を予定しているところでございます。

続いて、19 ページをお開きいただきまして、④、ふれあい町民運動会以下記載のとおりでございます。

最後、20 ページに参りまして、⑪、全町のソフトボール大会についてであります。7月 26 日に 11 チームによって開催をしております。残念ながら途中で降雨がありまして、ベストフォー以上の試合ができなかったということではありますが、最後じゃんけんで決めて、順位決めをした結果を記載をしているところであります。

最後、(4)、その他2点、記載のとおりでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これで行政報告は終わりました。

この際、午前 11 時 10 分まで休憩いたしたいと思えます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(高橋 守君) 日程第5、委員会報告第1号及び日程第6、委員会報告第2号までの所管事務調査の結果報告2件について一括して報告を行います。

総務、産業建設の順に各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青羽雄士君。

○総務常任委員長(青羽雄士君) 平成27年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

平成27年7月16、17と22日の計3日間で行いました。

出席委員は、総務常任委員会委員全員。

説明のため出席した者は、高瀬総務課長ほか記載のとおりでございます。

調査事項は、総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、住民基本台帳、戸籍、学校教育及び社会教育、その他総務常任委員会の所管する事務でございます。

調査結果、1、保健福祉課関係ではニセコ福祉会との連携を密にし、事故やけが等への対応は事業者だけではなく、町や北海道とも十分確認して、早期対応に努めてほしい。

2、自治創生室関係では、地方創生についての総合戦略等各種計画の策定に当たっては、広く町民の意見を聞くとともに、経過などの情報はあらゆる手段を使って常に周知するよう配慮願いたい。

3、町財政の将来を見越した財政運営については、防災センター建設のほか長期的展望の必要な大型事務事業を町政全般にわたって見据え、町財政の将来推計を見越した財政運営に努めていただきたい。

4、既存事業の大胆な見直しについては、国の補助で開始した事業などは補助の期限が終わった段階で事業目的が達成されている場合もあり、所期の目的が達成できたと判断した場合は事業の中止も含めた思い切った見直しを検討していただきたい。

5、委託業務の適正管理と成果の確認について、委託業務の契約後は業務の進行管理を業者任せにするのではなく、担当者も現場を回って現状確認したり、委託業者と十分打ち合わせをして町の意向を伝えるなど十分な成果が得られるように委託業務の進行管理を行ってほしい。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、産業建設常任委員長、竹内正貴君。

○産業建設常任委員長(竹内正貴君) それでは、平成27年度の産業建設常任委員会所管事務調査の結果を報告申し上げます。

期日につきましては、平成27年9月3日、4日の2日間でありました。

出席委員は、産業建設常任委員全員であります。

説明のために出席した者は、福村農政課長ほか記載のとおりであります。

調査事項につきましては、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光、その他産業建設常任委員会の所管する事務であります。

調査結果といたしまして、1番、2番の農耕期間の気象経過や主要作目の作況状況につきましては、記載のとおりであります。

また、3番の建設課関係では、1番の公営住宅のミスマッチ対策につきましては、子育て世代の定住促進にもつながることからぜひとも進めてほしいが、公営住宅の新築を伴うことから、財政担当課とも十分に協議し、町財政との整合性を図りながら進めてほしいと思います。

2番目として、中央倉庫群の交流センター等の運営につきましては、事業計画の協議など運営主体と行政が協力して活発な利用がされるよう事業を進めてほしいと思います。

3番目といたしまして、農地の取り扱いであります。町内の有望な農地が将来にわたって農地として活用していけるような農地の貸借や譲渡が行えるよう農業委員会や町内農業者が協力して情報共有を十分に行ってほしいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) それぞれ常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいま報告があった各常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいまの各常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分についてはそれぞれ町長及び教育委員会に対し善処されるよう要望いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号及び委員会報告第2号までの所管事務調査の結果報告2件については、これを受理し、善処を必要とする関係部分についてはそれぞれ町長、教育委員会及び農業委員会に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第7 陳情第7号から日程第8 陳情第8号

○議長(高橋 守君) 日程第7、陳情第7号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書の採択を求める要請書の件及び日程第8、陳情第8号 「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充

と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざし、教職員定数改善に向けた陳情書については、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 報告第1号

○議長(高橋 守君) この際、日程第9、報告第1号 平成26年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、よろしく願いいたします。日程第9、報告第1号 平成26年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

議案の2ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 平成26年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項(資金不足比率)の規定により、平成26年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成27年9月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、地方財政健全化法に基づきまして地方公共団体の財政状況を客観的、統一的にあらわし、また全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全化に関する指標を算出することとされております。別紙といたしまして、本文でも述べましたように監査委員の意見書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案の3ページをごらんいただきたいと思います。上段の表に26年度決算に基づきまして4つの比率を掲載してございます。一番左側、一般会計にかかわる実質赤字比率、その隣、特別会計まで含めた連結実質赤字比率、これら赤字は全ての会計で発生しておりませんので、いずれの比率も発生しないことから横棒が引いてございます。続きまして、真ん中右寄り、実質公債費比率について、これは標準財政規模に対する町が実質的に負担する公債費の比率となりますけれども、26年度決算に基づきまして14.3%で、昨年度より0.4ポイント減少しております。比率が減少した要因ですが、一般会計及び簡易水道、公共下水道、農業集落排水の3特別会計で公債費が減少となったことによります。実質公債費比率は、過去3力年の平均を用いますが、それぞれ単年度で見ますと平成24年度が14.3%、平成25年度が14.5%、平成26年度が14.1%となっております。続きまして、一番右側、将来負担比率ですが、標準財政規模に対する町が将来的に負担すべき実質的な負債の比率でございます。昨年

度より 11.6 ポイント減少して 75.2%が 26 年度の決算に基づく数字でございます。比率が減少した主な要因ですが、平成 26 年度は地方債の借入額が少なかったことから全会計で地方債の残額が約 3 億 5,000 万円の減少となったこと、さらに基金を活用し、コーポ有島の繰上償還を実施したことによりまして将来負担額が減少となったことが要因となっております。

続きまして、議案の 3 ページの下段にあります資金不足比率ですけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんので、全ての比率横棒ということになってございます。

なお、横の表になりますが、別冊でニセコ町平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算書を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

報告第 1 号に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

◎日程第 10 認定第 1 号

○議長(高橋 守君) 日程第 10、認定第 1 号 平成 26 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 10、認定第 1 号 平成 26 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。

議案の 4 ページをお開きいただきたいと思います。認定第 1 号 平成 26 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、下記平成 26 年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記、1、平成 26 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算から 6、平成 26 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算まででございます。

平成 27 年 9 月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の別冊といたしまして5点の資料をつけてございますので、まずご確認いただければというふうに思います。まず、横長の平成26年度ニセコ町決算関係書類というこの分厚い書類でございます。決算関係書類という部分でございます。それから、こちら厚い資料で縦型の平成26年度における主要な施策の成果についてという書類でございます。それから、横長の少し薄いほうになりますが、平成26年度ニセコ町決算概要、さらに3枚物で平成26年度特定目的基金の運用状況報告書、そして最後に監査委員の意見書をつけてございます。この5点が決算認定の関係資料でございますので、後ほどこれらを見ていただきながらご説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、この5点の資料をもとに平成26年度決算の概要をポイントを絞ってご説明いたします。まず、縦の厚い平成26年度における主要な施策の成果、こちらの資料をご用意お願いしたいというふうに思います。こちらを使って概要をご説明したいというふうに思います。こちらの冊子のまず2ページをごらんください。2ページ、平成26年度ニセコ町の財政の状況とあります。決算の概況ですが、この2ページの下にあるグラフの上、下から6段目ぐらいになります。平成26年度の一般会計決算については、前年度行った大型の公共事業の完了、減少によりまして歳入歳出とも前年度決算額を大幅に下回ってございます。平成26年度においては、住宅不足問題解消や将来負担の軽減のため基金を活用した事業を実施いたしました。一方で将来の健全な財政運営の確立に向け、新規に基金積み立てを行ったことから、実質的な基金減少額は過去3年に比べ大きく減額することができました。数字で確認いたしますと、この資料の5ページをごらんください。5ページの上の表、決算財政指標をごらんいただきたいというふうに思います。表の2番目の行にあります歳入合計は、42億2,390万円余りとなっております。前年から比べて8億1,390万円余り減少しております。次に、その下、歳出合計は40億6,540万円余りということで、8億2,920万円余りの減少となっておりますが、高齢者グループホーム建設事業、こちらは外構、車両等になります。そして、公営住宅改善事業などのほか羊蹄近藤連絡線歩道設置事業、町道中学校東通の改良舗装事業の実施など生活環境水準の向上を進めるとともに、幼児センターの増設や学童施設の新築、火葬場機能向上に向けた基本計画の策定など今後の整備に向けた取り組みも実施してございます。

3ページの後段のほうになりますが、ソフト事業ではニセコ産品ブランド化事業、温泉コンテンツ強化事業、クリーン農業総合推進事業やポイントカード普及拡大事業の実施など、本町の基幹産業である農業、観光、さらに商業の振興に力を注いでおります。また、こども医療費制度やキッズカード事業の継続、外国語教育や特別支援教育の充実など福祉、子育て施策も実施しております。また、本町始まって以来の大規模な公共事業と言えます国営緊急農地再編整備事業推進に向けた旧宮田小学校の改修や町内住宅不足解消に向けました元町地区での民間集合住宅用の宅地造成を行いました。さら

に、減債基金 3,700 万円を活用いたしまして、コーポ有島建設償還金の繰り上げ返済により将来の負担額 750 万円の軽減を行っております。

また5ページのほうにお戻りいただきまして、5ページの上の表の中ほどになりますが、歳入から歳出を差し引いた収支から平成 27 年度の繰り越す事業に必要な一般財源を除いた額であります実質的な収支は、前年度を上回る1億 5,655 万円の黒字となり、次年度への安定的な財政運営に必要な額を確保した結果になっておりますけれども、基金の取り崩しと積立金の実施により、基金残高は 4,491 万円減少いたしまして 13 億 5,288 万円となっております。この基金と町債の残高の経年推移につきましては、2ページの下にグラフがございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、歳入の概況ですけれども、4ページに記載がございます。主な財源であります地方交付税は、対前年度 2,580 万円減額となり、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税についても 2,857 万円の減額となっております。また、町税については、町民税や入湯税で増額となり、2,413 万円、対前年比 3.7%の増額となっております。一方、大型公共事業が一段落したことにより、国からの補助金、国庫支出金は対前年比3億 9,676 万円、62.3%の大幅な減額となっております。なお、同様に町債は対前年度3億 6,017 万円、47.4%の減少となっております。

それから、財政状況を示す指標の状況については、先ほど報告したとおり、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率がございますけれども、5ページの下にグラフ2に財政状況を示す指標の経年推移が載っておりますので、こちらをごらんいただきたいと思いますが、経費の見直しとともに公債費負担と財政確保のバランスにも今後とも留意してまいりたいと考えてございます。

それから、決算のデータの概況につきましては、この冊子の一般会計は6ページ以降、特別会計は9ページ以降に掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、同じくこの冊子の 15 ページ以降に重点施策の概要が記載されております。また、55 ページ以降には 26 年度の施策の成果とありますけれども、これは各課において職務目標の共有化、業務改善を目的に導入いたしました職務目標の取り組みと達成状況をあらわしたものでございます。こちら後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

それから、99 ページ以降に施策の詳細ということで個別事業の実績書が載っておりますので、こちら後ほどお読みいただきたいというふうに思います。

続きまして、A4の横の厚い平成 26 年度ニセコ町決算関係書類についてご説明いたします。こちらをご用意いたします。ニセコ町決算関係書類についてでございます。まず、こちらの資料1ページから6ページに平成 26 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を掲載しております。7ページをごらんください。7ページ、歳入歳出の差し引き残高が1億 5,849 万 9,648 円、基金繰入額なしとなっております。

それから、次のページ、8ページから 222 ページにかけて歳入歳出決算の事項別の明細書がございます。その中で主な事業についてご説明いたします。本当の概略でございます。56 ページまでお進みください。56 ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目地域振興費、7節の賃金から 19 節の負担金補助及び交付金、合わせて 502 万円余りの不用額についてでございます。これらは、主として地域おこし協力隊員について当初3人分の予算を計上しておりましたが、2人の採用となったことによる執行残でございます。

続きまして、63 ページでございます。63 ページ、12 目の職員厚生研修費の不用額 181 万円余りですが、こちらは職員研修について航空運賃等の早期手配により経済的な交通費で執行したことや研修派遣人数が減となったこと、また費用を要しないで町内研修を実施できたこと等による不用額でございます。

続きまして、69 ページ、16 目の職員給与費について、職員の長期病気休暇、休職、年度途中の退職などによる給料、各種手当、共済費等の実績減によりまして 1,867 万円余りの不用額となっております。

続きまして、89 ページでございます。89 ページから民生費を掲載してございます。民生費においては、20 節の扶助費において予算計上いたしまして、各種の福祉扶助を行っておりますが、93 ページからの社会福祉総務費、また 99 ページからの老人福祉費、また 103 ページからの児童福祉費の扶助費の不用額については、それぞれ実績によるものとなっております。

次に、107 ページにお進みください。107 ページから 108 ページにかけまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12 節役務費及び 13 節の委託料の計 445 万円余りの不用額につきましては、各種のがん検診ですとかインフルエンザ等の予防接種の利用実績によるものとなっております。

次に、126 ページにお進みください。126 ページは、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19 節の負担金補助及び交付金 146 万円余りの不用額ですが、こちらは 127 ページの経営所得安定対策推進事業補助について、国から町を経由して地域農業再生協議会への間接補助でございますが、前年度からの増額が認められなかったことによる 42 万円余りの不用額、また 127 ページの中ほどに法人化支援事業についてはゼロとなっておりますが、予定しておりました農業生産法人の設立が次年度以降に延期となったことによる 50 万円の不用額などによるものでございます。

続きまして、138 ページになります。138 ページ、2項林業費、1目林業振興費、19 節の負担金補助及び交付金 177 万円余りの不用額ですが、こちらは 139 ページ中段に記載の未来につなぐ森づくり推進事業補助金の執行残 131 万円が主な要因でございます。

ちょっと飛びまして 167 ページまでお進みください。167 ページ、10 款教育費を掲載してございます。これらにつきましては、175 ページの小学校費、180 ページの中学校費、185 ページからの高等学校費において各学校の需用費の合計 329 万円余りの不用額となっております。こちらについては、各学校における節約、節電の取り組みによりまして燃料費、光熱水費の実績減によるものでございます。

続きまして、216 ページをごらんください。216 ページ、7 項保健体育費、4 目総合体育館費、11 節需用費についてですが、こちらも温度設定や照明の調節によります省エネの取り組みにより 150 万円余りの不用額となっております。

223 ページでございます。223 ページに一般会計の実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上で一般会計についての説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の決算書ですが、225 ページから 227 ページに平成 26 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

228 ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が 107 万 2,754 円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、229 ページから 236 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、237 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算書ですが、239 ページから 241 ページに平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

242 ページをごらんください。242 ページ、歳入歳出の差し引き残高が 6 万 5,400 円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、243 ページから 249 ページにかけて歳入歳出決算の事項別の明細書、250 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書ですが、251 ページから 253 ページに平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

254 ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が 32 万 1,973 円となっております。

それから、255 ページから 264 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、265 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算書ですが、267 ページから 269 ページに平成 26 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

270 ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が 16 万 875 円となっております。

それから、271 ページから 280 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、281 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の決算書ですが、283 ページから 285 ページに平成 26 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

286 ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が7万 273 円となっております。

それから、287 ページから 292 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、293 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続いて、財産に関する調書についてご説明いたします。294 ページをごらんいただきたいというふうに思います。294 ページでございます。土地、建物が(1)の表、山林が(2)の表となっております。26 年度における主な変動は、総合体育館前の用地の取得、北海道新幹線昆布トンネル用地の売却、廃屋撤去にかかわる土地の寄附取得、道道ニセコ停車場線整備にかかわる用地取得となっております。以上によりまして土地が 386.58 平米の減ということになっております。それから、建物ですけれども、車庫1棟について社会福祉協議会からの移管により建物が 17.19 平米増ということでございます。(2)の山林ですが、北海道新幹線昆布トンネル用地の売却により 1,068 平米の減となっております。

295 ページには有価証券及び出資金等の現在高をつけてございます。また、296 ページから7ページにかけて物品関係を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続いて、298 ページ、債権関係の記載でございますけれども、産業振興資金の貸付金、農業振興支援資金の貸付金、いずれも新たな貸し付けはなく、決算年度中の返済による決算年度末現在高が減っているということでございます。

最後に、299 ページ、基金の状況でございます。左の列の上から財政調整基金ですが、定期預金等の利子収入分の増となり、実質的な増減はほぼないという状況でございます。次に、スポーツ振興事業基金ですが、平成 25 年度にお受けした寄附分を平成 26 年度に総合体育館施設整備の財源として活用したことにより 10 万円の減となっております。それから、左の列の真ん中ぐらいですが、公共施設整備基金、こちらについては年度中に 8,000 万円の取り崩しを行い、最終的に 5,000 万円の積み立てを行いましたので、実質的に 3,000 万円の減額となります。それから、その下、土地開発基金の用地については、道道ニセコ停車場線整備に係る町並み整備事業用地 451 平米の取得、現金についてはその取得費分が減額となりまして、預金利子分2万円が増額となっております。左の列の一番下の減債基金については、コーポ有島の建設費用の繰上償還の財源として 3,700 万円を取り崩し、国営農地再整備事業にかかわる将来負担軽減のために 1,000 万円を積み立てましたので、預金利子収入分を含め実質 2,699 万円の減額となっております。右の列の一番上、社会福祉事業基金及び中段のふるさ

とづくり基金においては、お受けいたしました寄附分の増額となっております。ふるさとづくり基金の下、庁舎建設基金については、平成 26 年度に新設し、1,000 万円を積み立てております。その下、国民健康保険基金は、保険料収入等の増額に伴い、合計 600 万円の積み立てとなっております。一番下の北海道市町村備荒資金組合の積立金については、道内全市町村が災害に備えるため積み立てを行っておりまして、本町積み立て分の残高といたしまして利率分 138 万円余りの増額となっております。

以上で決算認定に関する説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、私議長と監査委員である三谷典久議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成 26 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第 11、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 11、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についてでございます。

議案の6ページをお開きください。議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字本通、氏名、日野浦あき子。

平成 27 年9月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案において現在教育委員会委員であります日野浦さんの任期が9月で満了することから、引き続き日野浦さんを委員に任命することについて議会に同意を求めるものでございます。

日野浦さんの略歴等については、7ページから8ページに掲載してございます。日野浦さんは、人格が高潔でございまして、これまで3期 12 年にわたり同委員を務めており、平成 25 年 10 月からは教育委員長を務められて、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、今回再任の同意を求めるものでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本案については討論を省略いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第2号から日程第14 議案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第12、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についてから日程第14、議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議についての件、3件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第12、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についてでございます。

議案の10ページになります。議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、11ページの後段をごらんください。提案理由読み上げます。北海道市町村職員退職手当組合から脱退する団体及び新規に加入する団体があり、別表を改正する必要が生じたこと、また規約を左横書きに改めるため、本規約を提出するものでございます。

それでは、変更の内容について別冊の新旧対照表、横書きの新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。新旧対照表の1ページでございます。新旧対照表1ページ、左側が現行で、右側が改正後の案となります。別表の一部の事務組合(石狩)の項中、道央地区環境衛生組合を削ります。同じく(渡島)の項中、南渡島青少年指導センター組合を削ります。同じく(十勝)の項中、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合を削りまして、北十勝2町環境衛生処理組合の下にとちか広域消防事務組合を加えます。

議案に戻っていただきまして、議案の11ページ、附則でございます。附則の1項、施行期日です。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。ただし、別表の(十勝)の項の改正規定、その中でとちか広域消防事務組合を加える改正規定を除きますが、これらは十勝の項の改正規定は、平成28年4月1日から施行いたします。

2項の規約の左横書きですが、変更後の北海道市町村職員の退職手当組合理約は、左横書きに改めます。この場合において漢数字は固有名詞の全部、または一部をなす場合、または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同条」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における

上方は変更後に規約における左方として、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは小書きに改めるとしてございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議についてでございます。

議案の12ページになります。議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、13ページの後段をごらんください。13ページ後段、提案理由でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退する団体及び新規に加入する団体があり、別表第1を改正する必要性が生じたこと、また組合理約第1条の文言整理を行うため、本規約を提出するものでございます。

それでは、変更の内容について先ほどの新旧対照表の2ページをごらんください。新旧対照表2ページでございます。左が現行で、右が改正後の案でございます。第1表中、「併せて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることにより、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削りまして、改正後は「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加えます。

別表の第1中、道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合及び南渡島青少年指導センター組合を削り、とかち広域消防事務組合を加えます。

議案のほうに戻っていただきまして、議案13ページでございます。附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議についてでございます。

議案の 14 ページになります。議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、15 ページの後段、下のほうをごらんください。提案理由、北海道市町村総合事務組合から脱退する団体及び新規に加入する団体が生じ、別表第 1 及び別表第 2 を改正する必要が生じたため、本規約を提出するものでございます。

それでは、変更の内容について別冊の新旧対照表の 4 ページをごらんください。新旧対照表の 4 ページでございます。上から別表第 1 (第 2 条関係)、その石狩振興局 (16) の項中、(16) を (15) に改め、道央地区環境衛生組合を削ります。

同表の渡島総合振興局 (17) の項中、(17) を (16) に改め、南渡島青少年指導センター組合を削ります。

次に、同表の十勝総合振興局 (28) の項中、(28) を (25) に改め、東十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削り、十勝中部広域水道企業団の次にとかち広域消防事務組合を加えます。

次に、新旧対照表では 5 ページになります。別表第 2 (第 3 条関係) です。1 から 7 の項の共同処理する団体欄中、白老町の次に音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町を加え、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合を削ります。

同表 9 の項の共同処理いたします団体欄中、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削り、十勝中部広域水道企業団の次にとかち広域消防事務組合を加えます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。議案 15 ページになります。附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。ただし、別表第 1 の (第 2 条関係)、新旧対照表では 4 ページの右の下のほうになりますが、十勝総合振興局 (25) の項中の改正規定、この中からとかち広域消防事務組合を加える改正規定を除きますが、それと別表第 2 (第 3 条関係)、新旧対照表では 5 ページになります。1 から 7 の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び同じく別表第 2 の (第 3 条関係) の 9 の項の共同処理する団体欄中の改正規定、そ

の中から道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合を削る改正規定及びとちかち広域消防事務組合を加える改正規定を除きますが、それらは平成28年4月1日から施行いたします。

議案第4号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議
についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議についての件を
採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(高橋 守君) この際、日程第 15、議案第5号 ニセコ町道路線の認定についての件から日程第 18、議案第8号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算の件4件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 15、議案第5号 ニセコ町道路線の認定についてでございます。

議案の 16 ページになります。議案第5号 ニセコ町道路線の認定について。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め

る。
認定する路線、認定番号 79、路線名、尾ノ上ニセコ縦貫線、起点、ニセコ町字曾我 494 番地2地先、
終点、ニセコ町字ニセコ 84 番地 16 地先。

平成 27 月9月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本議案は、町道尾ノ上ニセコ縦貫線のニセコ町道路線の認定についてでございます。別冊の補足資料をご用意いたします。補足資料と書いた縦長の資料でございます。大きく補足資料と書いてござい

ます。この補足資料の1ページをごらんください。カラーの図面でございます。本路線は、以前町道田下
通交差点から道道蘭越ニセコ倶知安線をまたぎ、道道岩内洞爺線に連絡する路線でございましたが、
町道の一部、資料の図面では赤で記載の延長 2,864 メートルになりますが、この赤で記載の部分が幅
員が狭小なことから道営一般農道整備事業により道路改良工事を実施いたしました。農林水産省事
業による農道整備のため、平成7年6月 20 日に町道認定を廃止しておりましたが、このたび補助金適
正化法の基準 15 年を満したしたことや町道認定することにより交付税の増税につながることから、改め
て区域を拡大し、町道認定をするものでございます。これにより町道尾ノ上ニセコ縦貫線の全延長は
3,893.1 メートルとなります。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 16、議案第6号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございま
す。

議案の 18 ページになります。議案第6号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 月9月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、議案の 21 ページ後段をごらんいただきたいというふうに思いま
す。21 ページ後段でございます。提案理由、特定個人情報(個人番号を含む情報)の取り扱いについ

ては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）の制定に伴い、ニセコ町における特定個人情報に関する措置について個人情報保護条例の整備を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

条例の一部改正の内容について、まず別冊の新旧対照表の6ページ及び先ほどの別冊の補足資料の3ページをお開き願いたいというふうに思います。新旧対照表6ページと補足資料の3ページになります。それでは、新旧対照表を見ていただきながら資料により説明をいたします。まず、資料の上段、条例改正の趣旨については、先ほどご説明いたしました提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

それでは、改正条文ごとに説明をいたします。新旧対照表では6ページになります。第1条中「個人情報の開示」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示」に改めます。これは、個人情報の範囲が本条例と番号法とで異なるため、番号法等で定義づけられた特定個人情報に対して本条例の適用から外れるものがないよう括弧書きの規定を加えるものでございます。

次に、第2条中、第4号を第6号とし、第3号を5号とし、同じく第2号を4号として、第1号の次に次の2号を加えます。新たな2号については、特定個人情報の号を定義づけするための規定を追加するものでございます。対照表では7ページになりますが、新たな3号については、情報提供等記録の号を定義づけするための規定を追加するものでございます。また、第2号、第3号を追加挿入することに伴い、第2条中の各号を改正、繰り下げするものでございます。

次に、対照表では7ページの中ほどになります。資料では4ページになります。対照表7ページの中ほど、資料は4ページでございます。第3条、実施機関の責務については、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正の確保等に関しては、番号法第5条に地方公共団体にかかわる責務規定がありまして、同条の適用を受けることとなります。番号法において定義づけられた特定個人情報に対しても本条例でその保護措置を規定するものでございます。

次に、第8条の見出しを改め、同条の次に第8条の2を加えます。見出しは、改正前、利用及び提供の制限を改正後は特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限として、追加する第8条の2と区別するために見出しの改正を行うものでございます。

第8条は、特定個人情報については別の扱い、これは第8条の2の規定に定めませんが、別の扱いとする必要があることから、この条について適用除外とするための括弧書きを加えるものでございます。

対照表8ページになりますが、対照表8ページの新たに加えます8条の2、特定個人情報の利用の制限については、この内容は番号法第29条第1項の規定により読みかえて適用する行政機関個人情

報保護法(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律)第8条第1項及び第2項(ただし書きを除く)の規定の内容を盛り込むために追加するものでございます。

対照表では8ページの一番下になります。資料では5ページになります。第9条第1項を全て改めます。内容は、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報の適正管理についても適用対象とするため、括弧書きを加えるものでございます。

次に、対照表9ページの第11条、開示請求では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても開示請求の対象とするため括弧書きを加えるものです。

2項については、全部改正で、開示請求にかかわる代理人の範囲について個人情報にあっては未成年者、または成年被後見人の法定代理人としているところを上記番号法の規定により読みかえて適用する行政機関個人情報保護法第12条第2項の規定で、特定個人情報にあっては未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人の代理人としております。本件は、代理人の範囲について特定個人情報のみ上記番号法の内容となるようにしております。

続きまして、資料では6ページになります。第12条、開示してはならない個人情報については、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても開示してはならない規定の対象とするため、括弧書きの規定を加えるものです。

次に、対照表では10ページになりますが、対照表10ページの一番上、第20条、訂正等の請求では、第20条の規定中の自己にかかわる個人情報には第11条第1項に加えた括弧書きの規定により、個人情報に該当しない特定個人情報が含まれます。

次に、第22条、訂正等の請求の方法については、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても訂正請求方法の規定の適用対象とするため、括弧書きの規定を加えるものでございます。

次に、第24条の次に情報提供等記録の提供先等への通知として第24条の2を加えますが、この内容中情報提供等記録とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報の記録訂正等の取り扱いについて規定したものでございます。

次に、対照表11ページの中ほどになりますが、第26条、是正の申し立ての手續等の第1項第2号では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても是正申し立ての手續の適用対象とするため、括弧書きの規定を加えるものでございます。

次に、資料では7ページになります。第27条の手数料等では、本条の規定中の個人情報には第12条に加えた括弧書きの規定により個人情報に該当しない特定個人情報についても開示、訂正等、是正の手数料を無料とするための規定を加えるものでございます。

次に、対照表では 12 ページになります。12 ページの第 28 条第 2 号では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても不服申し立ての適用範囲とするため、括弧書きの規定を加えるものです。

次に、対照表では 13 ページの第 30 条第 2 号中では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても不服申し立て棄却手続の適用対象とするため、括弧書きの規定を加えるものでございます。

次に、第 36 条第 1 項では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても不服申し立てにおける審査会の調査権限の適用対象とするため、括弧書きの規定を加えるものです。

次に、第 43 条、事業者の責務では、個人番号及び法人番号を利用する事業者については、番号法第 6 条の規定により基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が同番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする規定されております。個人情報の範囲がこの条例と番号法とで異なるため、番号法において定義づけられた個人情報に対して適用されないものがないようにするためにこの条例において括弧書きの規定を加えるものです。

次に、資料では 8 ページになります。第 49 条第 1 項では、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても苦情処理の適用対象とするため、括弧書きの規定を加えるものです。

次に、対照表 14 ページになります。対照表 14 ページの第 51 条、出資法人等の責務では、個人情報の範囲がこの条例と番号法で異なるため、番号法において定義づけられた個人情報に対して適用されないものが出ないようにするため、この条例において括弧書きの規定を加えるものです。2 分の 1 を超える額を町が出資している法人も特定個人情報の保護に関する措置を講ずる必要がございます。

次に、対照表 14 ページの第 52 条、他の制度との調整の第 2 項では、行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）第 25 条で個人情報の他の法令等による開示に関し定められていますが、同条は番号法により適用除外とされています。

続いて、附則でございますが、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日、平成 28 年 1 月 1 日から施行いたします。ただし、第 24 条の次に 1 条を加える改正規定は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行するとしてございます。

議案 21 ページにお戻りください。21 ページの下段、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 1 号に該当し、町民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第 6 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 17、議案第 7 号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の 22 ページになります。議案第 7 号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 9 月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして 23 ページの後段をごらんください。提案理由です。社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴う通知カード及び個人番号カードについて初回交付手数料は国で負担するが、紛失、焼失、著しく損傷した場合の再交付については国は負担しないことから、カード発行委託機関へ支払う再発行相当経費を再交付手数料として徴収することとなります。また、住民基本台帳カードは、平成 28 年 1 月から交付しないこととなることから、手数料を廃止するため、本条例を提出するものでございます。

それでは、改正の内容について先ほどの別冊の新旧対照表 16 ページをごらんください。新旧対照表 16 ページでございます。上の表、第 1 条関係では、第 2 条第 1 項中第 41 号を第 42 号とし、第 40 号の次に 41 号を加え、通知カード再交付手数料、1 枚につき 500 円とします。

下の表、第 2 条関係では、第 2 条第 1 項第 40 号を改めます。40 号、個人番号カード再交付手数料、1 枚につき 800 円とします。

附則ですが、この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

議案の 23 ページに戻っていただきまして、一番下になります。ニセコ町まちづくり基本条第 54 条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容についての公表、意見の受け付けを行いまして、意見については特にございませんでした。

議案第 7 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 18、議案第 8 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

別冊横長の一般会計補正予算の議案をご用意お願いいたします。それでは、議案第 8 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 27 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,154 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 985 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 27 年9月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページを飛ばしていただきまして、6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。7ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額 5,154 万 3,000 円の財源については、国、道支出金で 1,754 万 8,000 円、地方債で 790 万円、その他財源で 568 万 2,000 円の減額、一般財源が 3,177 万 7,000 円でございます。

説明の都合上、歳出の 14 ページをお開きください。14 ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において 15 節工事請負費では、道道ニセコ停車場線道路改良工事に伴うニセコ町公共施設間光ファイバー移設工事の完了による執行残となります。これは、移転区間が短くなったことや工法の工夫により 509 万 9,000 円の大幅減となっております。なお、工事費用は全額移転補償対象となります。18 節備品購入費では、コンピューター機器備品 223 万 7,000 円、社会保障・税番号制度による情報連携に必要となる機器を購入し、運用環境を整備するもので、北海道自治体情報システム協議会を通じた機器の共同調達によりまして経費の効率化を図っています。19 節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金 688 万 2,000 円、これは日本年金機構の情報漏えい事件を受け、国の求める情報セキュリティ対策ガイドラインに合致する情報セキュリティ対策を実施し、強化を図るための費用を補正するもので、北海道自治体情報システム協議会への共同導入を行い、導入、運用経費の効率化を図っております。これらの経費については、国において財源措置を図る動きがあるものの具体的な内容は示されていない状況となっております。

4目基金積立費において 25 節積立金の地域福祉基金積立金6万 1,000 円では、後志広域連合から基金の清算に伴う返還金について6月補正により予算措置を行ったところでございますが、その後さらに返還金が生じたことから追加分の補正を行い、地域福祉基金に積み立て、運用いたします。ふるさとづくり基金積立金においては、ふるさとづくり寄附が2件 14 口あったことに伴い、基金への振りかえ寄附金7万円の補正計上でございます。

6目企画費、8節報償費の講師謝礼 22万 3,000円から15ページの11節需用費のチラシ作成等に係る消耗品費と印刷製本費合わせて7万 1,000円と12節役務費の新聞折り込み手数料 6,000円については、ニセコ町の将来を考える地域づくりセミナー開催に当たり必要経費を補正計上してまいります。この内容については、講師に「里山資本主義」などの著者であります藻谷浩介氏を招いて、講演や町民皆さんを交えてのワークショップを予定してまいります。なお、本事業は、北海道市町村振興協会の補助を活用して実施いたします。19節負担金補助及び交付金では、デマンドバス運行事業補助 163万 8,000円、デマンドバスの運行車両についてはリースにより調達しております。3年間の契約満了に当たり、当初予定していた契約延長が走行距離等の運行実績によりできなくなり、新たな車両手配が必要となりました。運行を継続しながら、新たな車両を配置するための経費やリース単価の増額分を補正計上するものでございます。

11目財産管理費、17節公有財産購入費の用地購入費 230万 8,000円ですが、こちらは先ほども見ていただきました別冊の補足資料、一番後ろの9ページをごらんいただきたいと思います。補足資料の一番後ろ、9ページでございます。こちらは、土地開発基金で所有している土地について今後の利活用を図っていくために基金財産から公有財産として取得するための費用を補正いたします。場所については、資料の①、矢橋商店横になりますが、今後は公共駐車場として利用するとともに、庁舎等周辺整備とあわせて活用を検討していく予定でございます。

次に、14目町民センター費、17節公有財産購入費の用地購入費 491万 1,000円において先ほど同様土地開発基金で所有している土地について今後の利活用を図っていくため、基金財産から公有財産として取得するための費用を補正いたします。場所については、同じく資料の②、町民センター前の用地となります。今後は、道道ニセコ停車場線の歩道設置にあわせまして、駐車場等として活用する予定でございます。この資料については、後でもう一度活用いたします。

2項徴税费、2目賦課徴收費の23節償還金利子及び割引料では、過誤納等還付金で50万円、平成26年度に申告納税された法人町民税の中間申告分で仮納付分について決定後の確定申告において還付が発生し、現行予算に不足が生じていることから補正するものでございます。現行予算不足額2万 7,622円に今後も還付の発生が想定されることから、その分47万 2,378円も追加の上50万円の補正でございます。

16ページの3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料では、社会保障・税番号制度関連機器設置調整業務委託料50万円、18節備品購入費ではコンピューター機器備品40万 8,000円、これらは社会保障・税番号制度の施行による照会業務等を行うため必要となる機器を購

入し、運用環境を整備するものです。機器の共同到達により経費の効率化を図るとともに、設置や設定等の業務を委託するための費用を補正計上してございます。

17 ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23 節償還金利子及び割引料では、平成 26 年度の障害者自立支援給付費道費補助金の額の確定に伴い、超過交付分 23 万 9,000 円の返還についての補正計上してございます。

2目老人福祉費、19 節負担金補助及び交付金では、デイサービスセンター施設修繕工事費補助 190 万 1,000 円でございます。デイサービスセンターの天窓部においてコーキングの劣化等に伴い雨漏りが生じておりまして、施設運営に支障が生じていることから、修繕費用を支援するため補正計上してございます。

2項児童福祉費、2目児童福祉施設費では、(仮称)学童クラブの整備に関して財源の再調整を行ったことにより、特定財源及び一般財源の内訳が変更となっております。

18 ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費の 19 節負担金補助及び交付金では、農業経営高度化促進事業補助 2,286 万 4,000 円、これは国営緊急農地再編整備事業の実施に伴い、夏期施工等により発生いたします農業事業者の所得損失を緩和するため、本町が主体となり、補助事業を実施するものでございます。本事業は、本町の会計を通して行う間接補助事業となっており、財源として道からの補助及び農業事業者からの負担金により実施することから、関係予算を補正するものでありまして、一般財源による町の持ち出しはございません。本年度は、関係受益者 15 名で対象面積 41.57 ヘクタール、10 アール当たり促進費 5 万 5,000 円により 2,286 万 4,000 円となります。

19 ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、これは商工業活性化に向け実施しておりますにぎわいづくり起業者等サポート事業について繰り越し分を含めた今年度当初予定の3件に加え、新たに3件の活用要望が上がっていることから 150 万円の3件分の補正予算措置を図り、活性化に向けた支援を行います。

2目の観光費、9節旅費では、和歌山県田辺市で開催されます全国道の駅連絡協議会総会について重点道の駅に指定されている本町に参加要請がありまして、シンポジウムや現地視察への参加を通じて情報交換等を行い、今後の道の駅の機能向上に向けた参考とするため、参加旅費 12 万 3,000 円を補正するものでございます。11 節需用費の修繕料では 20 万 8,000 円、こちらは道の駅ニセコビュープラザの直売スペースの出入り口の扉について重量のある扉であることから、安全性を考え、制動装置を設置しておりますが、経年劣化により破損したことから修繕を行い、利用者の安全性の確保を図るため補正計上してございます。15 節工事請負費では、五色温泉インフォメーションセンターの東側開口部について閉鎖している冬期間には簡易的な防雪対策をこれまで講じてきましたが、大量の雪が

吹き込むこと、スキーヤー等の進入を防ぎ切れないことなどから、施設の劣化や破損が発生する前に雪囲いを施し、施設の良好な状況を保持するための営繕工事として50万円の補正計上となっております。17節公有財産購入費の用地購入費510万8,000円ですが、こちらも先ほどの別冊の補足資料9ページをごらんいただきたいと思います。こちらも土地開発基金で所有している土地について今後の利活用を図っていくため、公有財産として取得するためのものがございます。場所については、資料の③、綺羅乃湯前となります。今後はイベントや駐車場用地として利用するとともに、駅前エリアの活性化に向け活用を検討してまいります。

次に、20ページでございます。8款土木費、5項都市計画費、2目都市計画整備事業費、13節委託料ですが、こちらも今ほどの別冊の補足資料9ページをごらんください。中央倉庫群の再活用事業に伴いまして隣接する民地、資料では赤で囲った部分になります。これは、宅地、原野合わせて9筆で1万3,083.53平方メートルであります。その部分について将来の活用を見込み、土地買収するための準備として当該地の適正な価格を示すために不動産鑑定委託を行う委託業務として42万1,000円を補正計上してございます。

続きまして、21ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の修繕料24万円では、近藤小学校のボイラー点検を実施したところ、温水ボイラーに老朽化による不都合が見つかりまして、吸気の不都合により不完全燃焼のおそれがあるほか、部品の劣化が進んでいることから安全確保、故障防止のため修繕費用の補正計上でございます。

4項高等学校費、3目教育振興費の19節負担金補助及び交付金では、教育行政報告でもありましたが、日本学校農業クラブ全国大会出場経費補助では、南北海道学校農業クラブ連盟技術大会においてニセコ高校の生徒2名が優秀賞となり、10月21日から22日に群馬県で開催される全国大会の出場権を得たことから、教育振興を図るため補助規定により大会参加経費補助として参加生徒2名と引率教諭1名分21万6,000円の補正計上でございます。

次に、5項1目幼児センター費の12節役務費の通信運搬費7万5,000円、これは電話料について子ども・子育て支援制度の運用開始や広域連携保育の拡大に伴い、北海道や他町村とのやりとりがふえたことなどにより当初予算に不足が生じる見込みがあることから補正計上をしてございます。

次に、7項保健体育費、3目給食センター費、15節工事請負費では、給食センター営繕工事で43万2,000円、給食センター玄関前のタイル張りの床が損傷し、そこから浸水により全体的に浮き上がっているため、全体の張りかえ修繕を行うための工事費用を補正するものがございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。歳入、8ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金において森林整備加速化・林業

再生事業補助金については、(仮称)学童クラブ整備にかかわる本体工事補助について当初国庫補助として計上していましたが、道費を通しての補助であったことにより予算科目の変更を行うもので、あわせて5,000万円の減額補正を行うものでございます。次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金については、こちらも(仮称)学童クラブ整備にかかわる地中熱ヒートポンプ費用補助について当初見込んでいた2分の1補助のメニューからより有利な3分の2の補助のメニューで交付決定を受けることができたことから、予算科目の変更を行うと同時に交付決定額に応じた892万8,000円の増額補正を行うものでございます。

9ページ、15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金については、先ほど国庫補助金で説明いたしました(仮称)学童クラブ整備にかかわる本体工事補助について当初国庫補助として計上しておりましたが、道費補助の誤りであったため、交付決定額において4,604万5,000円の補正を行うものでございます。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金として農業経営高度化促進事業補助金1,257万5,000円、国営緊急農地再編整備事業の実施に伴い、先ほど歳出補正で説明いたしました夏期施工等により発生する農業事業者の所得損失を緩和するため、農業経営高度化促進事業について財源となる道からの補助及び農業事業者からの負担金により実施することから、本節では道からの補助金を補正するもので、歳出で計上いたしました2,286万4,000円のうち、道補助金55%で1,257万5,000円の歳入計上となります。

10ページになります。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金について6月定例議会後にふるさとづくり寄附金が2件14口7万円あったことから歳入補正を行い、同額を基金として積み立てます。

11ページ、19款1項1目繰越金、前年度繰越金において歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を1,364万8,000円増額補正するものでございます。

12ページになります。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、20節の再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金では、(仮称)学童クラブ整備にかかわる地中熱ヒートポンプ補助事業について当初見込んでいた2分の1補助のメニューから有利な3分の2の補助メニューで交付決定を受けることができたことから予算科目の変更を行うもので、当初計上科目として1,500万円の減額補正を行います。21節雑入において地域づくり研修会支援金では、ニセコ町の将来を考える地域づくりセミナー開催について北海道市町村振興協会の地域づくり研修会支援金を活用して実施する見込みとなったことによるため、100%補助の支援金30万円となっております。町有物件移転補償費では、道道ニセコ停車場線道路改良工事に伴うニセコ町公共施設間光ファイバー移設補償費の確定による減額補正でございます。補償確定額18万2,520円、当初予算額158万4,000円、140万1,480円の減額となります。後

志広域連合介護保険基金清算償還金では、後志広域連合から基金の清算に伴う還付金について6月補正により予算措置を行ったところですが、その後の収入等によりさらに返還金が生じたことから追加分6万 1,000 円の補正を行います。なお、追加分についても地域福祉基金に積み立て、運用いたします。農業経営高度化促進事業農業事業者負担分徴収金では 1,028 万 9,000 円、これも先ほど来説明しておりますが、国営緊急農地再編整備事業の実施に伴う農業経営高度化促進事業において財源として、先ほど9ページの道補助金で説明いたしましたように、農業経営高度化促進事業補助金及び農業事業者からの負担金により実施することから、本節では関係受益者からの負担分徴収金として補正するものでございます。歳入で計上いたしました 2,286 万 4,000 円の農業事業者の負担分 45%で 1,028 万 9,000 円の歳入計上となります。

13 ページになります。21 款町債、1 項町債、1 目民生債、1 節児童福祉債では、新設する(仮称)学童クラブについて今年度の実施設計により当初予算時から本体工事費や地中熱ヒートポンプ費用の構成が変更となったことから、これに伴い財源としているそれぞれの補助金の額も変更となり、起債の借入れ見込み額が増額となったことから補正を行うものでございます。当初予算額としては、建物本体分 5,710 万円、それに地中熱ヒートポンプ分 1,500 万円で 7,210 万円に対し、借入れ見込み額が建物本体分 7,560 万円に地中熱ヒートポンプ分 440 万円で 8,000 万円ですので、差し引き 790 万円の増額補正となります。

7 目臨時財政対策債、1 節臨時財政対策債では、平成 27 年度の普通交付税算定が終わり、交付税の不足分を補うため発行される臨時財政対策債の借入額確定による 1,812 万 9,000 円の増額補正でございます。

次に、4 ページをごらんください。4 ページ、第 2 表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました各起債の限度額の変更に関する補正を行うものでございます。学童クラブ施設整備事業について、左側、変更前の限度額 7,210 万円を 790 万円増額し、8,000 万円として、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

次に、臨時財政対策債について、左側、変更前の限度額 1 億 2,600 万円を 1,812 万 9,000 円増額し、1 億 4,412 万 9,000 円として、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、22 ページ、一番後ろになりますが、22 ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、本補正予算にかかわる各会計総括表及び一般会計補正予算の内訳については、こちらも別冊でお配りしております資料ナンバー 1、平成 27 年度 9 月補正予算と書いたこちらをごらんいただきたいというふうに思います。

提案議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長(高橋 守君) お諮りいたします。

議事の都合により、9月16日から9月17日までの2日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議
ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月16日から9月17日まで2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、9月18日の議事日程は当日配付します。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男(自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治(自 署)

